

## 西尾市特別養護老人ホーム特例入所に関する指針

### 1 目的

西尾市特別養護老人ホーム特例入所に関する指針（以下「指針」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所に関し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合の要介護1又は2の方の特例的な入所（以下「特例入所」という。）について、市の関与を明らかにすることにより、特例入所の運用について透明性及び公平性を確保することを目的とする。

### 2 特例入所の要件

施設は、特例入所の要件に該当することの判定に際し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、次の各号に掲げる事情を考慮するものとする。なお、これらの事情を考慮するにあたっては、別添1に掲げる基準を参酌しつつ施設において判断するものとする。

- (ア) 認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (イ) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (ウ) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (エ) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

### 3 入所を決定する際の手続き

#### (1) 入所申込及び入所決定

施設への入所申込及び入所決定については、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づいて各施設において定めるところにより行うほか、要介護1又は2に該当する入所申込者に関しては、次項の規定により入所の可否を判断する。なお、施設は、要介護3、4又は5に該当する入所申込者に対しても、入所申込に際し、入所している間に要介護1又は2に該当した場合には、特例入所に該当する場合を除いて退所しなければならないことを説明し、入所申込者の理解を得なければならない。

#### (2) 要介護1又は2である入所申込者の取扱い

- (ア) 施設は、要介護1又は2である入所申込者に対し、特例入所を希望する事由など必要な情報を入所申込書に記載させなければならない。

- (イ) 施設は、入所申込みを受けた場合、入所者の選考に係る委員会（以下「委員会」という。）に付議するまでの間に、入所申込者が特例入所の対象に該当するか否かについて検討するとともに、当該検討結果については、委員会への付議に先立ち、すみやかに別紙様式1により市に報告しなければならない。
- (ウ) 前号の規定にかかわらず、施設は入所申込者が特例入所の対象に該当するか否かについて、施設における検討結果を明記したうえで市に意見を求めることができる。その場合は前号に規定する別紙様式1の所定の欄にその旨を記載して市に提出するものとし、市は当該別紙様式1を受理後2週間以内に、別紙様式2により回答するものとする。
- (エ) 前2号の規定にかかわらず、市は（イ）に基づき提出された報告内容に疑義がある場合は、別紙様式1を受理後2週間以内に、報告された内容について照会し、補正を求め又は別紙様式2により意見を表明することができる。

#### 4 継続入所の可否の決定に関する取扱い

##### (1) 要介護状態区分が改善された場合の取扱い

- (ア) 施設は、平成27年4月1日以降に入所した者であって、入所時において要介護3、4又は5に該当していた者が、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定により要介護1又は2に該当した場合は、遅滞なく特例入所の対象に該当するか否かの検討を行い、該当しないと判断される場合は、当該入所者を退所させなければならない。
- (イ) 施設は、前号の検討の結果、特例入所の対象に該当すると判断した場合は、すみやかに別紙様式1により市に報告するものとし、検討の結果について市に意見を求める場合は、3の（ウ）の規定を準用するものとする。
- (ウ) 3の（エ）の規定は前号の報告について準用する。

##### (2) 特例入所要件についての継続的検討

- (ア) 施設は、特例入所者（特例入所の対象に該当したことにより、平成27年4月1日以降に入所した要介護1又は2に該当する者をいう。）について、少なくとも要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合（要介護3、4又は5に該当した場合を除く。）は、当該特例入所者が引き続き特例入所の対象に該当するか否かの検討を行い、該当しないと判断される場合は、当該入所者を退所させなければならない。
- (イ) 施設は、前号の検討の結果、特例入所の対象に該当すると判断した場合は、すみやかに別紙様式1により市に報告するものとし、検討の結果について市に意見を求める場合は、3の（ウ）の規定を準用するものとする。
- (ウ) 3の（エ）の規定は前号の報告について準用する。

#### 4 その他

- (1) 本指針に定めのない事項は、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針の定めるところによる。
- (2) 本指針は平成27年4月1日から施行する。
- (3) この指針の施行の日の前日においてすでに入所申込みをしている要介護3、4又は5に該当する入所申込者に関しては、3の(1)なお書以降の規定は適用せず、入所するまでの間に3の(1)なお書以降に規定する説明を行い、入所申込者の理解を得れば足ることとする。
- (4) この指針の施行の日の前日においてすでに入所申込みをしている要介護1又は2に該当する入所申込者に関しては、3の(2)(ア)の規定は適用せず、当該入所申込者が特例入所に該当するか否かの検討を行うまでの間に3の(2)(ア)に規定する必要な情報について確認すれば足ることとする。

## 別添1

### 特例入所を判断するための基準について

- 特例入所の判断にあたっては、「西尾市特別養護老人ホーム特例入所に関する指針」及び「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づいて判断することとなり、具体的には、次の（ア）から（オ）に掲げる事情を考慮して行うこと。
- 判断にあたっては、申込者の状態を十分に把握するため、参考となる資料の提示を求め、また申込者及びその家族あるいは介護支援専門員（ケアマネジャー）等から状況を確認すること。

（ア）認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

（想定される方）

**認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ及びMに相当する方**

※日常生活自立度Ⅳ…着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等といった症状や行動が見られ、常に目を離すことができない状態。

※日常生活自立度M…せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

（イ）知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

（想定される方）

**療育手帳A、Bの方**

**精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方**

**障害支援区分4、5、6の方**

（ウ）家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。

（エ）単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

（オ）上記4要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用が困難であること。